法　律

少年法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第四十七号

少年法等の一部を改正する法律

（少年法の一部改正）

第一条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　雑則（第六十一条）」を「第四章　記事等の掲載の禁止（第六十一条）
第五章　特定少年の保護事件の特例（第六十二条―第六十六条）
第一節　刑事事件の特例（第六十二条―第六十七条）
第二節　記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条）」に改める。

第二条の見出しを「（定義）」に改め、同条第一項中「法律で」を「法律において」に改め、「いい、「成人」とは、満二十歳以上の者を」を削り、同条第二項中「法律で」を「法律において」に改める。

第四条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第十条第一項中「及び保護者」を「並びにその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」に改める。

第十一条の見出しを「（呼出し及び同行）」に改め、同条第一項中「発する」を「発して、その呼出しをする」に改め、同条第二項中「正当の」を「少年又は保護者が、正当な」に、「前項の呼出に応じない者」を「、前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年又は保護者」に、「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第十二条第一項中「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第二十六条第一項中「、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項」を「並びに第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項」を「並びに第二十四条第一項第二号及び第三号」に、「発する」を「発して、その呼出しをする」に改め、同条第三項中「正当の」を「少年が、正当な」に、「前項の呼出に応じない者」を「、前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年」に、「発する」を「発して、その同行をする」に改め、同条第四項中「発する」を「発して、その同行をする」に改める。

第二十六条の二中「第十八条から第二十条まで」を「第十八条、第十九条、第二十条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十七条の二第六項中「保護処分」を「第二十四条第一項の保護処分」に、「保護事件」を「同項の保護処分に係る事件の手続」に改める。

第四十五条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第六号中「少年又は保護者が選任した」を「第十条第一項の規定により選任された」に改める。

第四十九条第三項中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

第五十六条第二項中「満二十歳に達した後でも、満二十六歳」を「二十六歳」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　記事等の掲載の禁止

第六十一条の見出しを削る。

第六十二条を附則第一条とする。

第六十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「で「新法」とは、この法律による改正後の少年法をいい、」を「において」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「（経過規定）」を付する。

第六十四条を削り、第六十五条を附則第三条とし、第六十六条を附則第四条とし、第六十七条を附則第五条とし、第六十八条を削る。

本則に次の一章を加える。

第五章　特定少年の特例

第一節　保護事件の特例

（検察官への送致についての特例）

第六十二条　家庭裁判所は、特定少年（十八歳以上の少年をいう。以下同じ。）に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

一　故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの

二　死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（前号に該当するものを除く。）

第六十三条　家庭裁判所は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）に規定する罪の事件（次項に規定する場合に係る同項に規定する罪の事件を除く。）であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、前条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たつては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

2　家庭裁判所は、公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等が犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

（保護処分についての特例）

第六十四条　第二十四条第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第二十三条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限り、これをすることができる。

一　六月の保護観察所の保護観察に付すること。

二　二年の保護観察所の保護観察に付すること。

三　少年院に送致すること。